

熊本県後期高齢者医療広域連合では、ジェネリック医薬品の普及促進を図るため、調剤薬局で出された医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合に生じる自己負担額の差額通知を次のとおり、お送りしています。

1. 発送日

平成23年11月28日（月）

2. 対象者

平成23年5月から7月に生活習慣病治療などのため、調剤薬局で医薬品をもらわれた方のうち、ジェネリック医薬品に変更した場合に自己負担額の差額が100円以上生じる方。

*ジェネリック医薬品とは、最初につくられた薬の特許終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売される低価格の薬です。

差額通知に関するお尋ねは、コールセンターへお願いします。

フリーダイヤル 0120-70-7730

〈表面〉

〒

様

この通知に関するお尋ねは、コールセンターへ
フリーダイヤル ☎ 0120-70-7730

受付時間：午前9時から午後5時まで
(土、日、祝日を除く)

ジェネリック医薬品の普及促進のお知らせ

ジェネリック医薬品を使ってみませんか

平成23年05月～平成23年07月の
3か月分で、自己負担額が 円 以上安くなる可能性があります。

このお知らせでは、医師が発行した処方箋にもとづき、調剤薬局においてあなたに処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、負担軽減が見込める金額をご紹介します。

処方実績				ジェネリック医薬品に 切り替えた場合に 軽減できる自己負担額
調剤月	医薬品名	個数	医薬品代の 自己負担額	
5 月 調 剤 分	メバロチン細粒1%	35g	円	円～
				～
				～
				～
	小計		円	円～
6 月 調 剤 分	メバロチン細粒1%	28g	円	円～
				～
				～
				～
	小計		円	円～
7 月 調 剤 分	メバロチン細粒1%	28g	円	円～
				～
				～
				～
	小計		円	円～
合計			円	円～
年間見込み額〔参考〕			円	円～

※実際の窓口支払額には、医薬品代のほか技術料・管理料などが含まれています。

● 「ジェネリック医薬品」とは？

最初につくられた医薬品（先発医薬品）の特許権存続期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売される低価格の薬です。ジェネリック医薬品を使用することで自己負担額を減らし、医療費の節約にもつながります。



● 安い理由は？



開発コストを抑えることができているからです。

先発医薬品は、長期の研究開発と多額の費用が必要です。ジェネリック医薬品は先発医薬品の実績にもとづき製造されますので、先発医薬品で確かめられた安全性と有効性を持ちながら、価格は安くなります。

● 安全性は？

医薬品は薬事法によりさまざまな規制が定められており、安全性や品質についてしっかりとした検査が行われています。

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ規制のもとで、製造・販売されています。

● ジェネリック医薬品に切り替えるときは？

かかりつけ医や薬剤師とよく相談しましょう。

「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して希望を伝えることもできます。

ジェネリック医薬品の特徴や価格、注意点など、薬剤師からの説明をよく聞きましょう。
なお、すべての先発医薬品についてジェネリック医薬品があるわけではありません。

- ※ このお知らせは、生活習慣病治療のためなどの医薬品を服用されている方で、ジェネリック医薬品をご利用いただくことにより自己負担額の軽減が見込める方にお送りしています。
- ※ このお知らせを発行した時点で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をご紹介します。ただし、ジェネリック医薬品は複数存在する場合があります。軽減できる額に幅があります。
- ※ 表示されている医薬品は、ジェネリック医薬品が存在し、かつ、対象疾患や軽減の見込みがある場合について対象としており、服用中の全医薬品について表示しているものではありません。
- ※ 院外処方（調剤薬局分）データのみを対象としています。